

告 示

埼玉県告示第九百三十号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和三年八月六日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父郡小鹿野町三山字田ノ頭三四三番（次の図に示す部分に限る。）、字田ノ頭山四二二五番、四二二七番一、四二二七番二、四二二一八番、四二二九番、四二三〇番一、四二三〇番二、四二三五番、四二四九番から四二五三番まで、四二五四番一、四二五四番二、四二五五番、四二五六番、四二五七番一、四二六七番から四二八〇番まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については択伐による。

字田ノ頭山四二二八番、四二五四番二、四二五五番、四二五六番（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)